

男鹿市・潟上市・秋田市再生可能エネルギーモニターツアー業務委託仕様書

1 事業の目的

秋田中央地域再生可能エネルギー関連産業振興協議会（以下「協議会」という。）では男鹿市、潟上市および秋田市（以下「3市」という。）の地域内において生み出される再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の利用促進や関連産業への参入等を図ることにより、3市の再エネ関連産業の振興に資することを目的としている。

3市沖では洋上風力発電の事業計画が先進的に進められていることから、産業ツーリズムによる交流人口の拡大や3市経済の活性化のため、企業向けモニターツアーを実施するもの。

2 業務名

男鹿市・潟上市・秋田市再生可能エネルギーモニターツアー業務委託

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年12月25日（金）まで

4 業務委託の内容

次の委託内容に基づく3市視察ツアーを実施・運営すること。

(1) 視察ツアーの企画・調整・手配・運営

ア 開催時期

令和8年9月～11月

イ 開催回数

1泊2日の視察を実施すること。

ウ 宿泊先

3市内のホテルを協議会と協議の上、確保すること（朝食付）。

エ 参加対象者

参加者は、協議会が招聘する首都圏等の事業者とする。

また、参加者数は8名を上限とする。

オ コース内容

視察ツアーの行程については、主に別紙男鹿市・潟上市・秋田市再生可能エネルギーモニターツアー行程（案）を想定しているが、詳細については協議会と協議の上、決定するものとする。

カ マイクロバスの手配

マイクロバスを手配した上でバスの移動ルートについて、協議会と協議の上、

事前に詳細を決定するものとする。

キ 昼食代

参加者の昼食に関しては委託費に含むものとし、飲食店に関しては協議会と協議の上、決定する。

ク 各種資料作成

協議会から提供する資料に基づき、移動中および現地視察の際に使用する資料を作成すること。内容等については、別途協議会と協議の上、決定する。

ケ アンケートの実施

参加者にアンケートを実施し、すべての視察終了後、集計結果を提出すること。

なお、アンケートの内容等については、別途協議会と協議の上、決定すること。

(2) 不可抗力等による視察の変更・中止等

ア 悪天候、災害の発生などの不可抗力を事由として視察を中止した場合、中止に伴って発生した経費は、本業務に係る経費とすることができる。

イ 申込者が最少催行人員に達せずに視察を中止した場合、中止に伴って新たに発生する経費は受託者の負担とする。

(3) 安全管理

ア 訪問先との事前打ち合わせおよび現地確認を行い、視察の内容、ルート等に危険がないことを確認し、参加者および関係者の安全確保を徹底すること。

イ 視察中の事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。

(4) 記録

ア 視察の様子を記録するため、写真撮影を行うこと。

イ 参加者に対し、撮影した写真は協議会がホームページ又はその他の広報資料等を使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。

5 業務完了報告書

本業務の全ての業務が完了したときは、令和8年12月25日（金）までに業務完了報告書（コース内容と実績、記録写真、参加者の募集、受付体制、アンケートの集計と分析結果、事業成果が確認できる資料等）を提出すること。

6 個人情報保護にかかる遵守事項

(1) 受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(2) 契約の履行に係る個人情報等の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に定めるとおりとし、受託者はこれを遵守しなければならない。

(3) (1)および(2)の規定は、契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

7 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

受託者は、本業務の全部もしくは一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部委託についてあらかじめ協議会の承認を得る場合は、この限りではない。

(2) 権利の帰属等

ア 本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む。）は全て協議会に帰属する。

イ 受託者は、協議会の承諾なしに本業務により制作した成果物および資料を他に流用することはできない。

ウ 受託者は、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

エ 本業務により制作された成果物に関し、商標登録又は意匠登録を必要とするときは、協議会が出願者となって費用を負担し登録する。

(3) 精算業務について

ア 参加者からは一律 3 万円を参加料として徴収し、委託料と参加料を合わせて事業を実施すること。ただし、参加料の徴収および、その手続きについても受託者の責任において行うこと。

イ 参加者数が 4 (1) エに満たない場合は、実績に応じて旅費を精算すること。
なお、詳細については協議会と協議の上決定すること。

8 その他、特記事項

(1) 受託者は、協議会と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに協議会に報告し、協議又は指示を受けること。

(2) 事業実施に際して、協議会の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、協議会はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。

(3) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて協議会と協議の上、決定するものとする。

業務委託設計書

	事務局 長		参事 務 担 事当		事務局 員		設計担当者 Tel ()
年 度	令 和 8 年 度					作成年月日	令和 8年 月 日
委 託 名	男鹿市・潟上市・秋田市再生可能エネルギー モニターツアー業務委託					業務委託概要	
履 行 場 所	秋田中央地域再生可能エネルギー関連産業振興協議会 が指定する場所					1 企画作成・管理・旅費交通経費 2 事務経費 3 諸経費	
設 計 金 額							
委 託 期 間	契約締結日の翌日から 令和8年12月25日まで						

業務委託内訳書

費 目 名	称 内	容 数	量 単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
委 託 料						
1 企画作成・管理・旅費交通経費		1.0	式			明細表第1号
2 事務経費		1.0	式			明細表第2号
3 諸経費		1.0	式			明細表第3号
	計					
	消 費 税	10.0	%			
	委 託 料 計					
合計						

